

2021年度（令和3年度）

福山市教育委員会会議録（第14回）

【3月29日（火）開催】

福山市教育委員会

# 福山市教育委員会会議録（第14回）

1 招集年月日 2022年（令和4年）3月29日（火）  
午後2時00分

2 場 所 教育委員室

3 出席委員 5名

出席又は欠席	席番	名 前
出席	1	三好雅章
出席	2	菅田章代
出席	3	金 仁 洙
出席	4	横藤田 晋
出席	5	小丸輝子

4 会議に出席した事務局職員

教育次長	佐藤元彦
管理部長	藤井紀子
学校教育部長	井上博貴
教育総務課長	久保正敬
学校再編推進室長	來山浩一郎
学校再編推進室主幹	井上誠之
学事課長	亀山貴治
保育指導課長	藤原里美

5 会議の書記

教育総務課総務政策担当次長	須藤 誠
教育総務課職員	中村千咲
教育総務課職員	岡田真奈

【開会時刻 午後2時00分】

三好教育長

それでは、ただいまから、2021年度（令和3年度）第14回福山市教育委員会会議を開会いたします。

ではまず初めに、日程第1 教育長の報告についてです。

資料の1ページをお願いします。

3月25日、新市中央中学校の閉校式を最後に、11校において閉校式を終えました。ここに至るまで、様々な議論や取組の結果、その過程があったわけですが、それぞれの地域で新たな学校を作るということを見据えていただいた中で、大きな区切りをつけていただいたと思っています。開校に向けてしっかりと地域の皆さまの御期待にそえる学校を作っていくという思いを新たにしました。

3月22日、第1回中央教育審議会教育振興基本計画部会に、リモートで参加しました。国の教育振興基本計画を作成するにあたって、部会を設置し、その委員として参加させていただいています。月に1回のペースで行われると聞いています。またその都度御報告させていただこうと思っています。

3月23日、今年度最後となる福山学校元気大賞部門賞の表彰のため、久しぶりに学校へ出向きました。網引小学校は、「校長先生ありがとう」ということで、早朝より毎日自転車で通学路の見回りをしてくださっている校長に対して、地域からの推薦により表彰しました。加茂小学校、駅家南中学校は、地域一丸部門での表彰でした。

以上です。

報告事項について、何か御意見、御質問はありませんか。

菅田委員

学校元気大賞について、やはり学校に地域の方が入って何かしようと思ってもできなかつたり、先生方も、頼みたいことが頼めなかつたりということで、地域の方と学校のつながりというか、そういったことがなかなか進めにくい部分があると思うんです。元気大賞の方も、そういった状況の中でしっかり活動していただいているということは、本当に感謝するばかりです。この推薦状況としては、コロナになる前に比べると減ってきているような状況なんでしょうか。

三好教育長

今、手元に正確な数字がないので、私が出向いていったときの体感ではありますが、減ってきていると思います。活動そのものが制限されているというか、逆に制限がある中で協力いただいたということで、表彰させていただいたこともあります。

リモートでも行っているのですが、それもあって感覚的に減っているような印象は受けてしまっているのですが、感じとしては、減ってきているような感覚は持っています。

やっぱり推薦していただく方がいて、こちらも表彰するべきだということが分かるので、このコロナ禍において、実際に協力とか、色んな取組がなされていないかという、この表彰以上には、きつくなされているんだと思います。形を変えてとか、規模を縮小してとか、そういった取組を教えてもらうという部分が、まだまだ遠慮というか、立候補しづらいというか、そういう雰囲気はあるのかもしれませんが、そういう意味では、我々や指導主事が、歩いて、動いて、そういう取組を見つけて声掛けする機会というのが圧倒的に減ってしまっているの、見つけられていないという部分はあります。

菅田委員	<p>せっかく元気大賞がいい取組として認知されているという部分があったと思うので、このコロナの状況でしぼんでいくようになってしまったのは本当に残念だと思います。地域の方々にも参加して色々やっていただいているというのを、少ない中でも改めて認識して、感謝していきたい、ぜひこのままにならずに、声掛けをどんどんして、もっとうまく動いていけるようになれば、もっともっと増えていけばいいなと思います。</p>
三好教育長	<p>ありがとうございます。</p> <p>先ほど言っていたように、コロナ禍でせっかくの取組がしぼんでいくというのではなく、もっともっと感度を上げて見つけていきたいと、内部でも周知したところです。</p> <p>この間表彰に出向いていったわけですが、本当に皆さん喜んでくださるんです。これにびっくりというか、感動します。感動してくださることに感動していますので、今仰っていただいたことをしっかり大切にしていきたいと思います。</p> <p>他に、いかがですか。</p>
全教育委員	(なし)
三好教育長	<p>それでは、次に、日程第2 議第72号 臨時代理の承認を求めることについて（福山市教育委員会事務局職員及び福山市立福山高等学校教職員の人事）を議題とします。</p> <p>説明をお願いします。</p>
久保教育総務課長	<p>議第72号 臨時代理の承認を求めることについて（福山市教育委員会事務局職員及び福山市立福山高等学校教職員の人事）について、御説明いたします。</p> <p>福山市教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第1項の規定により、福山市教育委員会事務局職員及び福山市立福山高等学校教職員の人事について、別紙のとおり臨時に代理したので、同条第2項の規定により、報告し、承認を求めるものです。</p> <p>3ページをお願いします。</p> <p>事務局の課長職以上及び管理主事・指導主事の異動についてです。</p> <p>課長職について、中央図書館長に、学校保健課 延近 久恵課長補佐兼次長が昇格して異動です。</p> <p>次に、管理主事、指導主事の異動及び新規採用は10人で、うち昇格は1人です。</p> <p>また、再任用職員は、佐藤 元彦教育次長が、非常勤の管理部参与となります。</p> <p>任用年月日は2022年4月1日です。</p> <p>4ページは、異動及び退職する職員についてです。</p> <p>課長職以上は、1人が昇格し市長部局への出向、指導主事は、6人が退職します。</p> <p>5ページは、福山高等学校教職員についてです。</p> <p>教諭は、異動が1人、割愛採用が5人、再任用が3人です。</p> <p>任用年月日は2022年4月1日です。</p> <p>異動・退職する教職員は、6人が退職しますが、うち2人が割愛、1人は再任用です。</p> <p>以上です。</p>
三好教育長	御意見、御質問はありませんか。

全教育委員	(なし)
三好教育長	ないようですので、お諮りします。 議第72号は、原案どおり可決してよろしいでしょうか。
全教育委員	(異議なし)
三好教育長	御異議ないようですので、議第72号は原案どおり可決しました。 それでは、次に、日程第3 議第73号 福山市教育委員会事務局処務規則の一部改正についてを議題とします。 説明をお願いします。
久保教育総務課長	議第73号 福山市教育委員会事務局処務規則の一部改正について、御説明いたします。 まず、改正の概要についてです。 改正理由は、教育行政を取り巻く環境や課題に柔軟に対応しつつ、効率的な執行体制とするため、所要の改正を行うものです。 改正要旨については、第3条について、1 教育次長は、教育委員会が必要と認めるときに置くことができることとするものです。2 その他規定の整理を行うものです。 施行期日は、2022年(令和4年)4月1日です。 よろしくをお願いします。
三好教育長	御意見、御質問はありませんか。
全教育委員	(なし)
三好教育長	ないようですので、お諮りします。 議第73号は、原案どおり可決してよろしいでしょうか。
全教育委員	(異議なし)
三好教育長	御異議ないようですので、議第73号は原案どおり可決しました。 それでは、次に、日程第4 議第74号 福山市教育委員会事務決裁規程の一部改正についてを議題とします。 説明をお願いします。
久保教育総務課長	議第74号 福山市教育委員会事務決裁規程の一部改正について、御説明いたします。 改正の概要についてです。 改正理由は、先ほど可決いただきました、福山市教育委員会事務局処務規則の一部改正に伴い、所要の改正を行うものです。 改正要旨については、第5条の2について、1 教育次長を置かない場合において、部次長等の専決事項の指定に係る承認を教育長に得ることとするものです。2 その他規定の整理を行うものです。 施行期日は、2022年(令和4年)4月1日です。 よろしくをお願いします。
三好教育長	御意見、御質問はありませんか。

全教育委員	(なし)
三好教育長	ないようですので、お諮りします。 議第74号は、原案どおり可決してよろしいでしょうか。
全教育委員	(異議なし)
三好教育長	御異議ないようですので、議第74号は原案どおり可決しました。 それでは、次に、日程第5 議第75号 福山市立幼稚園規則の一部改正についてを議題とします。 説明をお願いします。
藤原保育指導 課長	11ページをお願いします。 議第75号 福山市立幼稚園規則の一部改正について、御説明いたします。 改正理由ですが、2022年度(令和4年度)から福山市立幼稚園の長期休業期間中においても、預かり保育を実施できるようにするため、所要の改正を行うものです。 改正要旨についてです。 1 第18条においては、預かり保育の実施日に、長期休業期間中のうち、実施園の園長が定める日を追加するものです。2 第19条においては、預かり保育時間に、長期休業中預かり保育日における時間を追加するものです。 施行期日は、2022年(令和4年)4月1日です。 よろしくをお願いします。
三好教育長	御意見、御質問はありませんか。
全教育委員	(なし)
三好教育長	ないようですので、お諮りします。 議第75号は、原案どおり可決してよろしいでしょうか。
全教育委員	(異議なし)
三好教育長	御異議ないようですので、議第75号は原案どおり可決しました。 それでは、次に、日程第6 議第76号 福山市立学校施設使用規則の一部改正についてを議題とします。 説明をお願いします。
來山学校再編 推進室長	14ページをお願いいたします。 議第76号 福山市立学校施設使用規則の一部改正について、御説明いたします。 改正理由です。 学校再編により、内海中学校を廃止することに伴い、当該中学校の学校施設について、所要の改正を行うものです。 改正要旨です。 使用対象施設から内海中学校のテニスコートを削除するものです。 施行期日は、2022年(令和4年)4月1日です。 説明は以上です。よろしくをお願いいたします。

三好教育長	御意見，御質問はありませんか。
全教育委員	(なし)
三好教育長	ないようですので，お諮りします。 議第76号は，原案どおり可決してよろしいでしょうか。
全教育委員	(異議なし)
三好教育長	御異議ないようですので，議第76号は原案どおり可決しました。 それでは，次に，日程第7 議第77号 福山市学校運営協議会規則の制定についてを議題とします。 説明をお願いします。
亀山学事課長	17ページをお願いします。 議第77号 福山市学校運営協議会規則の制定について，御説明いたします。 制定理由についてです。保護者，地域住民等が学校の運営に参画し，当該運営への必要な支援及び協力を行うことにより，学校と保護者，地域住民等との信頼関係を深め，児童生徒の健全育成並びに地域の創意工夫を生かした特色のある学校づくりを推進することを目的として，本市の小学校，中学校，義務教育学校及び高等学校において学校運営協議会を設置するに当たり，必要な事項を定めるものです。 制定要旨についてです。 1 協議会の主な役割について定めるもの，第4条から第7条までとなります。 第4条では，校長は，学校運営方針等について，協議会の承認を得るものとしています。 第5条では，協議会は，学校運営や職員の任用について意見を述べるができることとしています。 第6条では，協議会は，運営状況等について評価を行うものとしています。 第7条では，協議会は，学校の運営について，保護者，地域住民等の理解，協力，参画等が促進されるよう，必要な措置を講ずるものとしています。 2 協議会の委員に係る基本的な事項について定めるもの，第8条から第12条までとなります。 3 協議会に置く，会長及び副会長について定めるものが，第13条， 4 協議会の会議について定めるものが，第14条です。 5 その他協議会の運営について定めるものが，第15条から第18条で， 6 その他必要な事項について，教育長が別に定めることとするものが，第19条に示しています。 施行期日は，2022年(令和4年)4月1日です。 よろしくをお願いします。
三好教育長	御意見，御質問はありませんか。
金委員	読んでいて分かりにくい部分がありました。 まず一点目ですが，第3条「教育委員会は，前条の目的が達成できると認められる学校に」という縛りがありますよね。法律ではこのような表現

は使っていませんよね。「目的を達することができるようにするために、学校に協議会を置くものとする」というような表現になっていると思うんです。「達成できると認められる」というのは、誰がどう判断するのか、判断の基準はどうかというのが明確ではないから、こんな書き方は余分ではないかなと感じました。

学校運営協議会は、地域と学校と保護者が三者一体となっていていい学校にしようというのが趣旨であって、「目的が達成できると認められる」という書き方だと、誰が認めるのか、教育委員会が上なのかという感じがしますよね。これは余分な言葉だと思います。

それと二点目ですが、次の第4条「校長は、次に掲げる事項について、協議会の承認を得るものとする。」とあります。法律では、「得なければならぬ」と、より強く書いてありますよね。ここでマイルドな書き方をしている理由というのが、よく分かりませんので教えてください。

三点目ですが、第5条第2項「第2条に定める目的を踏まえ、設置校の職員の任用に関する事項について、教育委員会に対して意見を述べるができる」と。この規定自体はいいと思うんですが、法律では「採用その他の任用に関して」と書いてあるのに、ここでは「採用」を抜いてしまっていますよね。「任用」に「採用」も入るのかもしれませんが、いずれにしろ、学校運営協議会が意見を述べるためには材料が必要ですよね。これはどういう材料を出すのでしょうか。Aさん、Bさん、Cさんという教職員がいて、その任用について意見を述べるためには、そのための材料がないと全然意見を述べられないわけです。この人がどういう人なのか、経歴はどうか。「意見を述べるができる」と書いてはいるものの、実際は述べられないのではないかと。だから、これは具体的にどうやったら述べるができるのか知りたいです。

四点目です。第8条第2項で、委員の内容について規定されていますが、児童生徒の保護者、地域住民、学識経験者とあって、(4)に設置校の教職員という号があって、(5)はその他設置校の校長が必要と認める者とありますね。この最初の3つと(5)はいいんですが、この(4)設置校の教職員というのは、どうなんでしょうか。委員は、15名以内で、過半数をもって成立し、その過半数をもって議決がなされるという中で、教職員がこのメンバーのうち、7人も8人も入ってしまっていたらダメなんじゃないですか。だから、これは人数割りをある程度決めておく必要があると思います。例えば、「設置校の教職員は、3分の1を超えないものとする」とか、そういう縛りがあるんじゃないかと思うんです。教職員だけでこの協議会が開催されて議決されたら、協議会の存在する意義がない。この人数割りというのは、どの程度になると想定されているのでしょうか。

五点目です。第9条で、委員の任期は1年となっていて、この1年というのが妥当なのか。再任を妨げないとはなっていますが、1年経ってやっとな慣れているのにというのは思いますね。よその自治体を見ると2年というところも結構見ますが、福山市では1年にしたというのは、どういう理由があったのでしょうか。

六点目です。この規則には、協議会の公開について規定がありませんよね。公開しないのか。本来は公開すべきものだと思うんですが、公開条項が全くないですよね。普通は公開して、傍聴はどうぞご自由に、ただし申込は1週間前にはしてくださいというような感じで定めないといけないのではないですか。閉ざされた協議会では、本来の趣旨に反すると思うんですね。地域住民も傍聴したいだろうし、実際どれぐらい見たいかは知りませんが、理屈上はそういう人たちが自由に会議を見れるように規則を作っていないといけないと思います。

最後の質問です。第19条には、「この規則に定めるもののほか、協議会の運営その他協議会に必要な事項は、教育長が別に定める」とありますが、ここで初めて「教育長」が出てきました。これまでの規定については「教育委員会」となっていたのに、教育長一人が決められるようなことはどんなことがあるのか。またそれは適しているのか。教育長一人に任せていいのかという問題がありますよね。「教育委員会が別に定める」としてはいけないのでしょうか。

藤井管理部長

金委員からいただいた御意見について、順を追って説明させていただきます。まず、この規則を作るにあたっては、法律はもちろんのこと、他の自治体が作られている規則を参考にして作っています。その中で、福山市の規則としてどういう表現が最適なのかという視点で作ってきました。

第3条については、法律をなぞるようにすると、今、委員が仰ったように「達成するため」になるのですが、この学校運営協議会自体が、教育委員会が設置を決めるというところがあるので、その趣旨を鑑みて、「認められる学校」という表現を使っていました。しかし、御意見を踏まえ、この表現については再考します。

それから、第4条の「承認を得るものとする」というところは、「得なければならない」と法律上はなっていますが、他の自治体の規則などを見ると「得るものとする」という表現をしているところが多かったためこうしました。意味としては同様のため、表現のやわらかなこの表現を採用させていただきました。

19ページの教員の任用に関してですが、福山市の学校運営協議会では、例えば「誰々先生が欲しい」とか、そういう意見を出していただくようには考えていません。その学校がどういうビジョンを持っていて、どういう子どもたちを育てていきたいか、どういう教育課程を編成していくかという点において、「そのためにはどういう資質を持った教員が欲しい」とか「こういう能力に優れた教員が欲しい」といったような意見をいただくことを想定しています。個別の教員に関して意見をいただくことは考えていませんので、こういう表現をさせていただきました。

次の委員に関しては、この5号に掲げる人から、設置校の校長が推薦して教育委員会が任命することとしています。設置校の教職員については、この中から何名というようなことではなくて、学校の実情によっては入れることもできるという意味で入れています。実際は、校長が入っていれば、設置校の教職員については、オブザーバーでその協議会に同席することはできますので、委員としての任命は必要ないと思います。ご意見を踏まえ、削除する方向で再考します。

次に、委員の任期についてですが、報酬の関係もあって、単年度の任期としています。ただし書きに掲げているように、再任は妨げませんので、他の自治体では、長く委員を務められているような方もおられるようです。

それから、会議の公開についてですが、委員が仰ったように、公開することもできますし、そうすべきと考えています。公開条文を入れている自治体が近隣では少なかったため、掲げませんでした。

最後に委任規定についてですが、教育委員会で決めるべきものについては、教育委員会規則の中で定めておかないといけないものです。委任規定については、規則で定めていない、もっと具体的、事務的な事項について教育長に委任するというような規定です。

金委員

ありがとうございました。

第8条第2項の委員の内容、設置校の教職員については、文章として入

れるのではなく、第5号の校長が必要と認める者の中に入れておいた方がいいのではないですか。むしろない方がいいと思います。現実的に何人も入るわけではないでしょうから。

それと、過半数を超えたりするようなことがないように制限して、地域住民や保護者が半数を超えるように明示した方がいいと思いますね。そうしないと本来の意味を持った会議ができないのではないかと思います。

また、公開については、学校運営協議会規則の例というのを文科省が出しているんですが、ここでは「会議の公開」という条項があります。「協議会は、特別の事情が無い限り、公開とする」と書かれているんですね。文科省の資料ではきちり書かれているんですね。作っておくということが大事なんじゃないかと思います。そんなにたくさんの方は来ないでしょうけど、条項があるのとないのとでは、開かれたものかどうかというニュアンスが変わってくるように感じます。

それと、第19条の教育長が別に定めることというのは、具体的にはどのようなものが考えられますか。

藤井管理部長

会議の公開については、文科省の資料では、例示の中に入っています。他の自治体が入っていないからということではなくて、これから作る福山市の規則ということで、会議の公開に係る規定は加える方向で整理させていただきたいと思います。

それから、委任の「教育長が別に定める」という部分の具体ですが、例えば、人事関わり、どういう内容まで協議会の中で意見を出していただくことにするかを定めている自治体があります。

併せて、今日この規則改正を提案させていただいたのですが、第3条の設置の部分の書きぶりと、第8条の「設置校の教職員」については、実情を鑑みても、金委員が言われるように、たくさん教職員を入れるというのは想定していませんので、第4号を削除して、繰り上げさせていただこうと思います。

金委員

第5条の任用については、よく理解できました。概括的といいますか、大きくこういう人が欲しい、こういうことを考えている人が欲しいというような個人的なものではないというのは理解しました。ただ、これはそういったことが分かりますか。個人的事項ではないというのがはっきり分かればいいんですけど。

藤井管理部長

今、想青学園にコミュニティ・スクールを導入するため、開校準備委員会に併せて、準備してきています。その中で研修も行っているのですが、この人事についての考え方は説明させていただいて、どういう意見がこの協議会の中で出せる内容なのかということはお伝えしています。これから導入するにあたって、協議会の委員の方には、研修などを通してお伝えしていこうと思っています。それと、第5条第3項のところで、「教育委員会に意見を述べる時は、当該設置校の校長を通じて行わなければならない」という規定を設けています。必ず校長が意見をまとめて出すということでも判断が入ってきますので、そういったところで理解を進めていきたいと思っています。

金委員

遅まきながら、福山市では初めて設置しますよね。だからこそ、最初の出だしの規則については、しっかり固めておいた方がいいと思っています。この案がそんなに悪いというわけでもないの。いい協議会になればいいなと思います。

横藤田委員	<p>学校運営協議会の目的とされていることはいいと思うんですが、運用するとなると、基本的なところの確認で、校長が学校側から見た、シンクタンク的な意見を徴収するものなんですか。ただ、ここには決議機関的なことも書いていますよね。学校の運営方針とか教育課程の編成、予算について承認を得るとありますね。そうすると、実際には、学校の理事会というか、そういう位置づけになってしまいますか。意見を聴取していい方向にもっていこうということならいいことだとは思いますが、ここまでこの協議会が議決権を持つてしまうことが、いいことなのかどうなのか。</p>
藤井管理部長	<p>これまでも地域や保護者が学校運営に協力・連携してくださってはいましたが、この仕組みを取り入れることで、さらにそういった方々が、当事者となって学校運営に関わっていく、どういう子どもを育てるか、どういう学校にしていくかという目標をみんなで共有する中で、子どもたちを、それぞれの立場・役割で一緒になって育てていこうという仕組みなので、当事者意識を持っていただくためにも、こういった権限を持っていただいて、承認する、決を採るからには、それなりの責任を反対に持ち合わせた上で関わっていただくという意味で設置します。</p>
横藤田委員	<p>それは分かるんですが、そうすると、かえって学校が、校長先生側から見ると重荷にならないかなと思います。学校からすると、取締役会みたいな感じになりませんか。本来校長が専決事項として決めていたものが、全部ここを通して諮らないといけなくなって、これだと、年1回総会を開いて決めなくてはならないみたいになりませんか。</p>
井上学校教育部長	<p>先ほど管理部長からも説明させていただきましたが、新しい学習指導要領で大きく求められているのが、子どもたちが学校教育で終わらずに、その後、社会に出て、生きて働く力、生きる力を付けていく、そのための学校にしないといけないというものです。その中で、地域に開かれた教育課程というのが柱になっています。これは、子どもたちに、どんな力を付けないといけないかというのを、地域・保護者・学校が共有して、一緒にその力を育んでいこうとするものです。これまでも、学校関係者評価というものを行ってきていまして、それは、学校が取り組んできたこととか、あと、学校が目標に対する評価をしたものに対して、学校から地域に対して報告し、そこに御意見をいただくというような形で今までやってきていました。そうした中で、改めて、子どもたちに生きる力を付けていくために、地域でどういうことができるか、保護者はどういうことができるか、そして、学校としてどういう風にしていくか、これらが三者一体となって子どもを育てていこうとするものが、このコミュニティ・スクールの大きな仕組みです。そういった中で、色んな心配する部分もあるとは思いますが、子どもたちのことを考えて運営していけるような方に委員として責任をもって入っていただいて、一緒に子どもたちを育んでいこうとしています。</p>
横藤田委員	<p>理解はもちろんするんですが、校長先生の立場を考えると、厄介なものができてしまったように感じるのではないかなと思います。</p>
	<p>ただ、これまであった学校再編地域なんかには、必要だと思うんです。これはできる学校、できない学校あるわけですよね。そういう事情を抱えた地域にはあってもいいと思うんですが、そうじゃない地域には、どこまでこれが必要とされるかなと思います。教育現場側の負担にならないように、教育現場の自由が阻害されなければいいなと思いました。</p> <p>あと、金委員が言われたことと似ていますが、第8条で、15人以内と</p>

なっていますよね。こういう話をするのに、15人というのはどうなのかなと思ったんです。多くありませんか。15人も一つの場に集まって会議したところで、そんなに意見が出ますか。前向きな意見をどんどん聴取してやっていくんだったら、もう少し人数を絞ったらどうかと思いますし、また、何人以上という規定がないので、会長と副会長と委員が1人とかだと、会をなさないし、何人以上何人以上以内というのは考えた方がいいかなと思います。

後は、第9条のところで再任を妨げないとなっていますが、これってひょっとしたら、名誉職になってしまって、何十年も務めて、学校側からはやめてくれとは言いつらくなってしまうような状況も考えられるのではないのでしょうか。これは、明らかに任期がいます。例えば2期までとか、できれば、子育てを終えた人からある程度のところまでというように限った方が、現場のことがよくわかっていて、いいのではないかなと思います。

菅田委員

そこは私もすごく引かかりました。やっぱり、組織の中で変わっていかないと、PTAから入った人は変わるけど、地域の人が変わっていかない状況というのはあまり好ましくない気がします。コミュニティ・スクールの中で進めていく中で、経験があったり、地域に顔が利くというような状況では有利だとは思いますが、それが長年続くとなると、新しいことしたいとなったときに、「いや、そんなこと今までやったことがないからダメだ」みたいな感じになってしまうのではないかなという恐れがあるので、一旦辞めていただいて、またよかったら、何年か経って入っていただくというようなやり方もあると思うので、任期は期限を切った方がいい気はします。

あと15人というのはちょっと多い気はしますね。この人数だと、現役の保護者の方の負担になる可能性があると思うので、PTAもやってる、これもやってるというようなことを考えると、もう少し現実的な人数にしておいた方がいいような気はしました。

藤井管理部長

委員の人数については、我々も、今仰ったように、協議をするのに適した人数、10人程度かなと考えていたのですが、今準備している想青学園が、地域が広いため、それぞれの地域から委員になっていただくとなると、どうしても10人を超えてしまって、今のところ13人ぐらいになりそうです。輦の浦学園は、今のところ8人程度と聞いています。そういった想青学園の実情を鑑みて、15人以内にしたという経過があります。

それから、再任のことですが、仰るように、同じ人がずっとという状況になるおそれはあると思いますが、この学校運営協議会のいいところが、学校の教員は異動等で変わり、保護者も子どもの卒業とともに変わっていても、その学校を支えている地域の人だけは、変わらないというところがコミュニティ・スクールのいいところで、それが持続可能な学校を支えていく基盤になっていくと思います。地域から選ばれた委員の方がどんな方かで大きく変わるとは思うんですが、本当にこの方、と思うような方であれば、長く務めていただくことも良いのかなと思います。

また、何人以上の部分については、運用の中で、話し合いをしながら、人数をどうしていくかを決めさせていただければと思います。

横藤田委員

管理部長が仰る意味はよく分かります。ただ、運用の中でやっていったとして、お困りになるのは皆さんだと思うんです。どうしても物事は原文に立ち返って判断していくことになるんですから、「あのときこんな話が会議で出たね」と言ったとしても、これが5年、10年経つと、見るのは

この文面になると思うんです。この文面をもっと細かくしておいた方が、「ここにこう書いてあるじゃない」と言えますよね。「運用でこうする」だと、この会議に同席している人って、そのころにはもういないわけで、明文化されておいた方が、後々のためにはいいように思います。

だから、もう一回この人数については、素晴らしい学校思いの人が80歳だとしても、それはそれでいいと思うんです。ただ、任期がないと「そろそろ」というのが言えないと思うので、定めておいた方がいいと思います。

金委員

委員の最低数はいるのかもしれませんが、15人以上だと、例えば5人でもOKってことになりますよね。5人だと少ないですから、最低委員数というのも考慮がいると思います。

それと、質問するのを忘れていたんですが、第8条第2項の学識経験者というのがよく出てくるんですが、どこをもって学識経験者とするのかというのは、明示しなくてよいとしても、「教育委員会はこういう人を学識経験者だと思っています」というのをどこかで記録があった方がいいんじゃないかと思うんですよね。これが乱用されると、色んな人が学識経験者になってしまいますよね。

井上学校教育  
部長

最初に管理部長が説明しましたように、学校の特色とか、教育課程、そういったものに依じて、どういったように進めていくかということは、例えば地域に住んでいなくても、教育内容を進めていくにあたって、この方に助言をいただきたい、一緒に学校を作っていただきたいというような方にこの協議会に入っていていただくということも想定しています。学識経験者についても、具体をしっかりとっておこうと思います。学校運営協議会そのものが、全国的にも始まったばかりということで、これから色んな課題も見えてくるものと思っています。本市でも、想青学園と鞆の浦学園が来年度からスタートしますが、第三次教育振興基本計画でも申しましたように、5年間で、全ての学校に取り入れていくことを目指して進めていきます。そういった中で、まず、来年度始まる想青学園、鞆の浦学園、個々の学校運営協議会の状況を、教育委員会もしっかり入って見ていく中で、課題や成果等をまとめて、規則の中にも出していききたいと思います。

金委員

横藤田委員が今言われたように、この協議会が、取締役会のような、学校側がやりにくいものになっていくのではという危惧があるかと思いますが、教育委員会が制定する学校運営協議会の規則は、そのところを、「共によくする」という思いが伝わるような感じでないといけない。逃げているような恰好じゃいけないと思うんですよね。「共にやっていく」、地域と保護者と学校とでいい学校にしていくのが一番の目的なわけで、及び腰の規則じゃなく、堂々と書けばいいし、思いが伝わるかどうかというのが大事じゃないかと思いますね。

あと一点だけ。学校運営と学校経営、この使い方の違いは何ですか。教育委員になってから学校経営という言葉がよく出てきて分からなかったんですが、この学校運営協議会については、学校経営に関してどういう位置づけになるんですか。運営があって、目的を達するために経営するような感じなんですか。横藤田委員、この辺りはどうなんでしょうか。

横藤田委員

経営というと、利益を出せばいいような話に感じますね。学校の場合は、学校の利益というか。

金委員

校長先生は全員よく「学校経営」という言葉を使いますよね。それで、

なぜこの規則には経営という言葉が出てこないのか不思議でした。経営っていうと確かにお金がらみのイメージがあります。これは個人的な興味で聞いただけですが。

藤井管理部長

御意見をたくさんいただきましてありがとうございます。金委員が言われたように、思いが伝わるよう、共に学校を一緒に作っていくということが分かるようにしていきたいと思います。修正点や再検討するところが多数ありますので、大至急事務局で中身を整理させていただきます。この規則は4月1日の施行とさせていただきたいので、なるべく早く委員の皆さまに修正案を送らせていただいて、成案にし、教育長が臨時代理して議決という形にさせていただきたいと思います。

三好教育長

今の御意見はまさに大切なことだと思います。学校運営協議会という仕組み、本来の趣旨・目的に向けた御意見だということで、そのように整理をさせていただきたいと思います。  
他に、何かありますか。

全教育委員

(なし)

三好教育長

それでは、議第77号につきましては、先ほど管理部長からありましたように、いただいた御意見を基に修正し、委員の皆さんに見ていただいた上で、3月中に私が臨時に代理することで議決とさせていただき、次回、4月の教育委員会会議において報告し、承認を求めることとします。  
それでは、次に、日程第8 議第78号 2022年度(令和4年度)福山市教職員研修基本方針についてを議題とします。  
説明をお願いします。

亀山学事課長

議第78号 2022年度(令和4年度)福山市教職員研修基本方針について、御説明いたします。  
23ページを御覧ください。  
Ⅰ 目標です。全ての研修において、「学び」を中心として理念と実践を往還させ、教職員の授業力と専門性の向上を図り、福山に愛着と誇りをもち、変化の激しい社会をたくましく生きる子どもを育てるものです。  
Ⅱ 求められる教職員像についてです。  
上段は、文部科学省 2020年代を通じて実現すべき「令和の日本型学校教育」における教職員の姿です。中央教育審議会が、全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと平等的な学びの実現を目指し、文科省に答申したものです。目指す教職員の姿を、「学校教育を取り巻く環境の変化を前向きに受け止めている」、「教職生涯を通じて学び続けている」、「子ども一人一人の学びを最大限に引き出している」、「主体的な学びを支援する伴走者としての役割を果たしている」としています。  
これは、この間、本市が進めてきた「子ども主体の学び」に向けた教職員の姿と同じであり、教職員研修を通して、実現を目指します。  
下段は、広島県教育委員会「人材育成の基本方針」及び「求められる教職員像」です。  
次のページのⅢ 推進体系を御覧ください。  
各学校が、校長のリーダーシップのもと、21世紀型“スキル&倫理観”の育成に向け、「分かる」過程を通して、「学びが面白い」を実感する、「子ども主体の学び」づくりを進めていきます。  
そのためには、研修を通して、常に福山100NEN教育の理念や、教育の目的に立ち返りながら、日々の授業を中心とした教育活動のあらゆる

場面で、実践・改善を繰り返していくことが必要です。

一人一人の教職員が起点となり、理念と実践を往還しながら学び続けることができるよう、役割や経験に応じて、自校の具体から考えられる内容を企画・運営していきます。

まず、中央の四角の部分「一斉研修」についてです。

各学校は、「子どもがどう学ぶか」という視点からテーマを設定し、テーマに基づいた、校内・中学校区研修を計画的に行うことで、研修を継続・積上げます。今年度は、4月から来年2月まで、月1回の計11回を計画しています。その内、中学校の教科担当が集まる、教科別研修を4回行います。また、その内、幼保小合同の授業参観・協議を、各学区で年2回以上実施します。

次に、研修講座について、今年度変更するものを説明します。

左上「指定研修」についてです。

管理職研修の校長研修では、校長が、自校の情報シート、カルテをもとに現状を分析し、指定校や、各分野のパイロット校等からの問題提起を受け、課題や改善点を具体的に考え、実践できるようにします。また、外部機関と連携し、経営戦略や人材・組織等に関わるマネジメント研修を行い、マネジメント力の向上を図ります。

「幼保小連携教育合同研修」では、子ども一人一人の興味・関心に基づいた遊びや体験を通じた学びを、幼保小でつなぎ、主体的に学び続ける基盤を培う研究を推進することを目的に、年2回の合同研修を行います。

「個に応じた学びづくり研修」は、特別支援学級、きらりルームを含めた全ての教室で、子ども一人一人の違いや、学ぶ過程が大切にされるよう、一人一人の実態に応じたアセスメントや支援の在り方について、理解・実践することを目的としています。そのため、生徒指導主事、特別支援教育コーディネーターを対象とした研修を、それぞれ2回ずつ行い、アセスメントの在り方を中心に、専門に応じた内容を実施します。

左下、ICTの活用に関する研修は、昨年度実施した、ICTスキルに応じて基礎的な活用を学ぶ「ベーシック研修」、応用的な活用を学ぶ「スタンダード研修」、発展的な活用を学ぶ「アドバンス研修」に加え、ICTを扱う責任や、ポジティブな利活用を学ぶ「デジタル・シティズンシップ研修」、具体的なアプリケーションの使い方を学ぶ「アプリケーション研修」、各教科における、包括的なICT活用を学ぶ「サブジェクト研修」を新たに行います。受講者自身が、目的や意図に応じて選択し、効果的な活用方法を継続的に学べるものにしていきます。

昨年度に引き続き、端末を活用した研修を積極的に取り入れています。

実際の授業や子どもの姿をもとに、交流・協議ができる「集合研修」、遠方にいる講師から講話を聴くことができるオンライン研修など、それぞれの良さを生かした研修を計画していきます。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひします。

三好教育長

御意見、御質問はありませんか。

金委員

昨年と大きくは変わっていないと思うんですが、私がこうしたらいいんじゃないかと思うことが2点あります。

目標の部分で、「全ての研修において」から始まっていますが、より強く、研修についてを目標にするのであれば、「教職員の全ての研修において」と、「教職員」を前に出した方が、目標がより強くなるんじゃないかと思います。あくまで個人的な意見で、こうしろというものではありませんが、そう思いました。

それから、Ⅲの推進体系について、これ、いつも分かりにくいなと思っ

ていました。なんで分かりにくいのかなと考えてみたんですが、真ん中の研修の種類が、それぞれ分かれていて、これは種類としてひとまとめになっている。それから、最後の集合研修とオンライン研修がありますが、上の研修を実施するにあたって、集合とオンラインがあるというのが、分かれてしまっているの、図として非常に分かりにくくなってしまっている。私は、教職員研修というひとまとめにして、ひとまとめの上段に研修の種類、下段に、集合とオンラインがあるということを入れて、これらをひとまとめとしたうえで、「教職員が起点となり、学び続ける研修」というところを同様に入れて、それをもって、上に向かって「子ども主体の学び」全教室展開の矢印が伸び、「ふるさとに愛着と誇りを持ち、変化の激しい社会をたくましく生きる子ども」に続いているようにする。その上で、下に矢印を伸ばして、「21世紀型“スキル&倫理観”」に繋がるようにする。これは、どうするのかという文章にはなっていませんが、矢印に向かうのは、一番上で向かわせて、「21世紀型“スキル&倫理観”」を、この「日々の授業を中心とした教育活動」を下向きに矢印を付けて下におろした方が分かりやすいのかなと思いました。

一番のこだわりは、教職員研修というのは、ひとまとめにした方がいいということです。種類と方法は1か所にまとめて、日々の授業を中心とした教育活動と研修にしてもいいのかなとも思いましたが、21世紀型“スキル&倫理観”の育成というのを、社会をたくましく生きる子どもの下にして、囲んでしまって矢印は一個だけという方法もあると思いますね。

あと、ローズマインドの後ろが「…」で終わっていますが、ここへ「非認知能力の育成」をあえてつけてもいいんじゃないかと思いました。

このローズマインドとかの一連のものって、いわゆる「非認知能力の育成」になると思うので、色を変えて入れてもいいのかなと思います。

あくまで私の考えというか、案で、こうしろというものではありませんが、希望としては、教職員研修の種類と方法はひとまとめにしておいてほしい、あとは御検討くださいというものです。

亀山学事課長

たくさん御意見いただきありがとうございます。

まず、一番上に持ってきているのが、福山市が目指す子ども像です。その子ども像に近づけるために必要な力ということで、下に「21世紀型“スキル&倫理観”」を記載しています。それを実践するため、「子ども主体の学び」全教室展開を上に向けて矢印にしています。これは、授業だけではなく、様々なところでつながっていくものになるんですが、この体系については、研修というところで、一つの大きな枠で作っています。研修については、聴くだけの研修とかではなく、真ん中にあります一斉研修を中心として、全教職員が研修に参加していく、そしてその研修が起点となって、下にあります、日々の授業を中心とした教育活動と、理念と実践を往還しながら行っていくという形にしています。

そうしてみると、一番下に、研修の形態を記載しているんですが、大きく研修ということであれば、御意見のように、中に入れるということも考えられると思いますので、どうするか検討したいと思います。

小丸委員

初めて見たときに、ちょっと言葉が多くて、パッと見たときに分かりにくい印象を受けました。たくさん入れてくださっていて、色んな研修があるというのは分かるんですけど、ちょっとたくさんありすぎて分かりにくいなと思いました。

よく読めば、何となく分かるんですが、最初はそういう印象でした。

金委員

この基本方針に反対しているわけではなくて、こうした方がより伝わる

んじゃないかと思っただけですので、それだけお知りおきください。

菅田委員

研修がたくさんある中で、外部のハイブリッドな研修を受けることで刺激にはなるだろうし、でも一方で足元の、実際に先生方がやっている授業をお互いに見ることで学んでいくような、地道なというか、身近な研修の大切さもあると思います。特に先生方に好評の研修があれば教えていただきたいです。

井上学校教育  
部長

様々な研修を通して、職員から「学ぶことができてよかった」「役に立った」という声はあります。

その中でやはり、一斉研修につきましては、評価の声が多いかと思えます。これが、日々の授業を中心に、お互いに授業を見合っってその場で協議をするようなものです。この一斉研修は、福山100NEN教育のスタートと同時に一斉研修の型を作って仕組みを作っていました。それまではなかなか、小学校では、ばらばらに研修をしていて、例えば子どもを残して、そのクラスは自習にしているので、教室と研修場所を行ったり来たりしないといけない状況や、また、中学校では、一つの学校で教科担当の人数が限られているため、同じ教科向けの授業の参観ができないような課題というか、教職員の声がありました。そうしたところを福山市としては市内一斉研修として、基本的には子どもを下校させた後、教職員が授業等の研究に集中できる環境をまず一つ作っていくこと、それから、中学校の教員については、ブロックごとに、教科の教員が集まって、そこで学校を超えて授業を見ていくような研修の仕組みを作ってきました。

今年度で7年目となります。これから質の部分はどうしていくかという点ではありますが、教職員にとっては、そうした授業を中心とした研修ができていくということは、非常に役に立っていると、教職員アンケートでも回答を得ているところです。

菅田委員

ありがとうございます。

研修ばかりやっているという感覚ではなく、しっかり研修をすることでアップデートされているというか、研修が役に立っているのが分かって安心しました。

横藤田委員

会社だったら、社員に対して、上司から「この研修に行ってください」って命令するような形になりますが、学校の場合はどういう形で行くことになるんですか。自発的にみんな行きますというのか、行きなさいという指示があるのか。

井上学校教育  
部長

ここにありますが、例えば「指定研修」「法定研修」これらにつきましては、参加する教職員が決まっています。例えば法定研修の「中堅教諭等資質向上研修」というのは、10年経験者研修とも言われ、11年目の教員が参加して研修を受けることとなります。また、指定研修の「福山100NEN教育推進研修」につきましても、各学校で決まっている「学びの変革推進委員」の職員が参加して研修を行っています。

一方で、任意研修は、教職員が自ら希望していくものになります。

また、推薦研修、例えば「福山ティーチャーズ・アカデミー」は、各学校で、自校の教育推進の中心となっていくであろう教員を、校長が推薦し、もちろん教職員自身にも声をかけた上で推薦して、教育委員会で決定して、1年間の研修を行っています。その他の長期研修等についてもそういった研修になっています。

こういった、参加者が決まっているもの、校長が声をかけていくもの、

教員自らが希望するものをバランスよく組み合わせながら研修を進めているところです。

横藤田委員

先ほど言われたICTの研修について、今導入されたばかりですが、年齢等によって習熟度の開きがあるという話を現場でも聞きましたが、先ほど説明にあったように、何段階か種類があって、その辺も力を入れてやっていただきたいと思います。日頃先生たちに「こういうコースがあって、次はこういうコースだ」というのを、分かりやすく教えてもらえたらと思います。ここに書くとまたごちゃごちゃしちゃうかもしれないですが。

井上学校教育  
部長

このICT研修につきましても、今年度は、各学校から1人と指定して行ってきた研修もかなりあります。そういったものを1年経過して、次年度コース別で、教員が自分で選んで受けるという形にしたいと思っています。その辺りも分かるようにしていきます。

また、研修の体系としては、この24ページの1枚になるんですが、これに研修計画なども学校に通知しますので、そうした中でしっかりと分かるように工夫したいと思います。

三好教育長

他に、いかがですか。

全教育委員

(なし)

三好教育長

それでは、議第77号と同様に、いただいた意見で修正した上で、3月中に私が臨時に代理することで議決とさせていただき、次回、4月の教育委員会会議において報告し、承認を求めることとします。

予定しておりました議案は全て審議いたしました。他に何か、ありませんでしょうか。

井上学校教育  
部長

最初に御質問いただいた学校元気大賞の件数についてですが、昨年度に比べて数は減っています。特に、今回話題にもなりました「地域一丸」部門については、昨年度22件から、今年度6件ということで、減っています。教育長も申しましたとおり、私たちがしっかりと学校の声聞きながら、元気大賞の表彰を行っていきたいと思います。

菅田委員

ありがとうございます。

三好教育長

他に、何かありますか。

全教育委員

(なし)

三好教育長

ないようですので、本日の教育委員会会議はこれで終わります。

【閉会時刻 午後3時40分】